松江市中学校部活動の在り方検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　松江市立中学校・義務教育学校（以下「中・義務教育学校」という。）の生徒が将来にわたりスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方を総合的に検討するために、松江市中学校部活動の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

　（１）中・義務教育学校における学校部活動及び地域クラブ活動に係る調査及び研究に関すること。

　（２）学校部活動から地域クラブ活動への移行に必要な事項に関すること。

　（３）その他中学校部活動に関すること。

（組織）

第３条　検討委員会は、委員１５人以内とし、次に掲げる者のうちから松江市教育委員会が委嘱する。

　（１）識見を有する者

　（２）教育関係団体に所属する者

　（３）スポーツ・文化関係団体に所属する者

　（４）松江市立小・中・義務教育学校の児童及び生徒の保護者

　（５）その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度の３月３１日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　検討委員会に、委員長と副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代理する。

（会議）

第６条　検討委員会の会議は、教育委員会が招集する。

２　検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員長は、必要があると認められるときには、会議に委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

　附則

（施行期日）

　この要綱は令和６年９月６日から施行する。